

ライカ南国ホール 使用規約

1. 使用料金

- ライカ南国ホール（以下「当施設」という）のご使用に伴い発生する料金は、当施設使用料金（基本料金・時間外延長料金）及び付帯料金です。それぞれの金額については、Li-Ka1920（以下、当ビルという）ホームページ（URL：<https://li-ka1920.jp>）に掲載する「使用料金表」「備品リスト」の通りです。
- 基本料金及び時間外延長料金には、空調の使用料金が含まれています。
- 1催事における準備、設営、リハーサル、撤去等につきましては、2日間までは別途定める「準備料金」となります。

2. 使用時間

○基本使用時間：【全日利用】9：00から22：00

- Li-Ka1920（以下「当ビル」という）の基本営業時間は10：00～20：00です。一般のお客様のご入場につきましては、開館後（10：00以降）となります。また、基本営業時間外は一部フロアが閉鎖されます。
- 基本使用時間には、準備、撤去等の一切の時間を含みます。
- 施設、設備の点検等のため、当施設は臨時休業することがございますのであらかじめご了承ください。
- 上記基本使用時間以外の使用の場合は、超過時間分の時間外延長料金を別途請求いたします。
ただし、時間外使用の場合は、事前に当施設の管理者（以下「施設管理者」という）の承認を得た場合に限りです。
- 前日の夜間設営をご希望の場合、設営開始時間は施設管理者と打合せの上、設定させていただきます。

3. 使用申込みと手続き

- 仮予約申込書を提出いただいたのち、仮予約をいたします。当ホールからの確認書による確定連絡を以って、仮予約の成立といたします。
- 仮予約申込みの確認連絡後2週間以内に、「ライカ南国ホール使用規約」（以下「当規約」という）をご承諾の上、施設管理者が発行する所定の使用申込書に必要事項をご記入、ご押印の上、来館または郵送、メール、FAXにてご提出ください。
- 使用申込書を提出いただいた時点でご使用契約成立となります。なお、ご使用契約成立時点よりキャンセル料金の発生対象となりますので、ご注意ください。
- お申込みの受付開始日は、使用開始日1年前の月の1日より承ります。仮予約の期限は2週間となります。尚、1日が施設休館日の場合は、翌営業日の受付となります。
- 予約金は基本料金の50%です。使用申込書の提出から2週間以内に施設管理者が指定した銀行口座にお振込みください。
- 残金（基本料金の50%）は、ご使用開始日の30日前までにお振込みください。また、時間外延長料金、付帯料金等の諸費用は、催事終了後、実績に応じた金額を請求いたします。
- 請求書に記載の期日までにお支払いください。
- お振込み予定日が銀行休業日である場合は、その前営業日までにお支払いください。
- 振込手数料につきましては、使用申込者（以下「使用者」という）の負担とさせていただきます。
- 所定の期日までに予約金・残金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、ご使用契約を解除の上、キャンセル料金を頂戴いたしますので予めご了承ください。

4. 使用申込みの変更及び解約

使用申込書ご提出後、使用者側の都合で使用を取り消される場合（日時変更を含む）は、施設管理者が発行する所定の「キャンセル申請書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。また、下記のとおりキャンセル料金を頂戴いたします。

- ① 使用開始日の31日前まで：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の50%相当額
- ② 使用開始日の30日前以降：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の全額相当額

※なお、使用の取り消し時点で発生している実費については、キャンセル料金と別に請求いたします。

5. 使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご使用契約を取り消し、または中止させていただくこともありますのでご了承ください。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。また、この場合、ご入金済みの予約金・残金については返還せず、その他、予定される付帯料金等については請求させていただくことがあります。

- ①使用申込書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。
- ②関係諸官庁への届出がないとき。または届出の複写の提出がないとき。
- ③指定日までに予約金、残金のお支払いがないとき。
- ④施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ⑤当規約、その他施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ⑥関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑦使用内容について、当ビル来館者、使用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないとして施設管理者が判断したとき。
- ⑧使用者による当施設での催事（以下「イベント」という）の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ⑨イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）に関するものであるとき。
- ⑩イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑪イベントの開催により、当施設使用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑫政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑬公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。
- ⑭施設管理者が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑮他の使用者もしくは当ビル館内テナント・テナント関係者、または当ビル来館者・当施設周辺等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。
- ⑯下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ⑰当施設の管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されるとき。
- ⑱その他、施設利用内容について施設管理者が不適切と判断したとき。

■反社会的勢力の排除

- ①使用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ②使用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、ご使用契約を取り消すことができるものとします。
- ③施設管理者が、②の規定により、ご使用契約を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。

④②の規定により、施設管理者がご使用契約を取り消した場合において、使用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

6. 免責及び損害賠償

(不可抗力による使用停止)

天災、火災、感染症等、その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(緊急の事由による使用停止)

当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて当施設の一部または全部の使用を中止させていただきます場合があります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の事由による使用停止)

当施設または当ビル全館の都合により、当施設の使用停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の免責)

- ・事前の荷物の受取に伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害及び来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・当施設の機材、設備等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を使用者の責めに帰する事由により汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定して原状の回復に要する直接及び間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。
- ・使用者の責めに帰する事由により他の使用申込者もしくは当ビルの館内テナントまたは当ビル来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、使用者が当規約に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

7. 使用前の打合せ

- ・ご使用開始日の30日前までに、施設管理者とスケジュール、プログラム、会場設営、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。
- ・外部業者をご利用の場合は、あらかじめ施設管理者とお打合せのうえ、ご使用期間中は、その立会指示のもとに作業を行ってください。その際別途定める立会人件費を申し受けます。
- ・ご使用の際、当施設内の施工がある場合は、施工図、仕込み図、電気配線図、施工業者・関連業者リスト、タイムテーブル等をご提出ください。

- ・イベントに必要な事項(座席等の設営撤去、弁当等)については当施設での手配が可能です。必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。
- ・当ビル館内での告知物は、告知場所、告知サイズ等を指定させていただきます。それ以外の館内での告知は禁止いたします。
- ・イベントの内容によってはご使用をお断りする場合がありますので、事前打合せ、下見等は施設管理者と綿密に行ってください。
- ・特別に清掃や警備が必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。その際実費が生じた場合には別途請求いたします。

8. 関係諸官庁への届出

ご使用の打合せが済みましたら必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また許可された届出の複写を1部、施設管理者にご提出ください。

〔届出の一例〕

- 禁止行為解除申請書：鹿児島市中央消防署
- 著作物の演奏等利用申込：一般社団法人日本音楽著作権協会
- 飲食を伴う催事をする場合：鹿児島市保健所など

その他必要に応じて関係諸官庁にご相談の上、必要な手続きを行ってください。

9. 注意事項・その他

(管理責任)

- ・イベント責任者を届出の上、イベント期間中、責任者は当施設に必ず常駐してください。
- ・諸道具類の搬出入は、壁面、床等に養生を行い、使用者の責任において実施してください。
- ・入場者の受付、人員整理、誘導、当施設の警備・整理、楽屋等での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・裸火の使用は禁止いたします。
- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは禁止いたします。
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・当ビル建物全部、付帯施設への原状回復困難な行為(テープ貼りや釘打を含む)は禁止いたします。
- ・施工、搬出入の際、所定以外の場所への物品等の放置はご遠慮ください。
- ・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出口をご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・他の利用者もしくは当ビル館内テナント・テナント関係者、または当ビル来館者・当施設会場周辺等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。
- ・他の利用者もしくは当ビル館内テナント・テナント関係者、施設管理者または当ビル来館者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為は禁止いたします。

(原状回復)

- ・当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・当施設及び当ビル建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・当施設内外に残置物が無いよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合

には、別途請求いたします。

(その他注意事項)

- 当施設内での火気の使用については、施設管理者までお問合せください。
- 持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- 持込み器具等は、使用者の管理のもとに、イベント終了後は速やかに撤去してください。
- ご使用後の付帯設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ご使用後は、使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。施設管理者で処理を承る場合は有料となります。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- 当ビルは複合施設のため、他フロアからの音漏れがある場合がございます。また、他フロアへの音漏れを抑えるため、施設管理者立合いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量（特に重低音）を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- 当ビル内他施設のイベントの都合上、駐車場・搬出入用エレベーターの使用を調整させていただく場合があります。また、イベント関係者並びにホール催事来場者専用の駐車場はありません。予めご了承ください。
- 搬出入に際しては、エレベーターカゴ内及び必要箇所については必ず養生を行ってください。
- 防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにして下さい。
- 避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口の扉などは施工物等で隠さないようにして下さい。
- 搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、施設管理者の立会いのもとで行ってください。
- イベント関係者は当施設のルール及び当ビルの館内ルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。
- 非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ホール、ホワイエ、控室、搬出入エリア等の利用されるすべてのエリアの管理や来場者の整理及び避難誘導については、使用者側で責任をもって行ってください。多数の来場者がある場合は、使用者が警備会社への委託又は警備担当者の配置を行う等の対策を講じ、雑踏事故・盗難等の防止に努めてください。予測を超える来場者があった場合も、緊急増員手配等を含めて、使用者の責任において対応をお願い致します。
- 展示物等の盗難、紛失、火災、その他の被害に備え、保険加入等の必要な処置については使用者側で行ってください。
- 当施設の保安全管理、防災・防犯及び安全上の理由から、施設管理者が当施設内に立ち入ることがありますので予めご了承ください。
- イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。
- その他ご使用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

10. 定型約款に関する規定

1. 当規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場合に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により当規約を変更することがあります。
 - (1) 当規約の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 当規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当施設の所有者及び施設管理者が当規約を変更する場合、当規約を変更する旨及び変更後の当規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに当施設ホームページ（URL：<https://li-ka1920.jp>）に掲載、または使用者に電子メールまたは書面等により通知します。
3. 変更後の当規約の効力発生日以降に、使用者が当施設を使用したときは、当規約の変更に同意したものとみなします。

(2021年3月版)

(2023年9月改定)